

## 公益目的通報の調査結果(令和7年9月18日報告分)について(公表)

このたび、三田市公益目的通報者保護条例に基づく公益目的通報に対する調査結果が報告されましたので、同条例第11条第5項の規定に基づき下記のとおり公表します。

### 記

1 通報日 令和7年7月9日

2 通報形態 FAX

### 3 通報内容

職員Aが、令和7年4月以降、勤務時間中に、業務に関係がないにもかかわらず、自己のスマートフォンでネットニュースの閲覧やLINEの利用を繰り返している。かかる行為は、職務専念義務を定める地方公務員法35条及び信用失墜行為の禁止を定める同法33条に抵触する可能性がある

### 4 調査結果

(1) 本件通報を受けて、複数の職員に対してヒアリングを実施し、職員Aが本件通報の対象であることを伏せ、勤務時間中に業務と関係なく自己所有のスマートフォンを使用し、ネットニュースを閲覧したり、LINEで通信したりしている職員が周囲にいないか聴取した。

その結果、多くの職員から、①業務用パソコンでのインターネット接続にかなりの時間を要することから、自己のスマートフォンを利用して業務に関する調べものをする場合や、来庁者対応や電話対応に際し、問題の情報を確認しながら対応する場合がある、②他職員のスマートフォン利用に関しては、閲覧内容を覗き見ることができず、それが業務遂行目的なのか、私用目的なのかはわからないとの回答があった。そして、職員Aが勤務時間中に私用目的で自己のスマートフォンを使用しているという情報提供はなかった。また、職員Aに対し、本件通報の内容を伝え、自らの認識を問うたが、これに対する回答も上記ヒアリングの結果とおおむね同じであり、勤務時間中に自己のスマートフォンを使用することがあっても、それはあくまで業務を遂行するためであるとのことであった。

(2) 上記のとおり、本件通報につながる情報提供は得られず、また、その他に本件通報にかかる事実を裏付ける客観的資料も存しない。そのため、本件通報にかかる事実を認定することはできず、職員Aについて職務専念義務違反等の違法行為は認められない。

### 5 その他

#### (1) 調査結果を踏まえた市の見解と対応

常に職員倫理を意識し、職務上必要であっても市民から疑惑を招くことがないように、勤務時間中の私用スマートフォンの使用に関して注意喚起を行う。

#### (2) 結果の公表等

記者提供、議会提供、ホームページで概要を公表